

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

| | |
|--|----|
| 出席議員 | 23 |
| 第1 会議録署名議員の指名 | 27 |
| 第2 議案第3号 利府町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例 | 27 |
| 第3 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 | 28 |
| 第4 議案第5号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員 で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 | 29 |
| 第5 議案第6号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 29 |
| 第6 議案第7号 利府町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例 | 30 |
| 第7 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | 31 |
| 第8 議案第9号 利府町個人情報保護条例の一部を改正する条例 | 33 |
| 第9 議案第10号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定 める条例の一部 を改正する条例 | 34 |
| 第10 議案第11号 利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運 営に関する基準を 定める条例の一部を改正する条例 | 34 |
| 第11 議案第12号 利府町行政組織条例の一部を改正する条例 | 35 |
| 第12 議案第13号 令和3年度利府町一般会計補正予算 | 35 |
| 第13 議案第14号 令和3年度利府町国民健康保険特別会計補正予算 | 48 |
| 第14 議案第15号 令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算 | 51 |
| 第15 議案第16号 令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算 | 52 |
| 第16 議案第17号 令和3年度利府町町営墓地特別会計補正予算 | 53 |
| 第17 議案第18号 令和3年度利府町水道事業会計補正予算 | 53 |
| 第18 議案第19号 令和3年度利府町下水道事業会計補正予算 | 54 |

令和4年3月定例会会議録（3月7日月曜日分）

| | | | |
|---------|-------------|-------------------------------|----|
| 第19 | 議案第27号 | 指定管理者の指定について | 54 |
| 第20 | 議案第28号 | 災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務の委託の廃止について | 55 |
| 第21 | 議案第29号 | 町道の路線認定について | 55 |
| 第22 | 議案第30号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 56 |
| 第23～第29 | 議案第20号～第26号 | | 56 |
| ・第23 | 議案第20号 | 令和4年度利府町一般会計予算 | 57 |
| ・第24 | 議案第21号 | 令和4年度利府町国民健康保険特別会計予算 | 58 |
| ・第25 | 議案第22号 | 令和4年度利府町介護保険特別会計予算 | 58 |
| ・第26 | 議案第23号 | 令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計予算 | 58 |
| ・第27 | 議案第24号 | 令和4年度利府町町営墓地特別会計予算 | 58 |
| ・第28 | 議案第25号 | 令和4年度利府町水道事業会計予算 | 58 |
| ・第29 | 議案第26号 | 令和4年度利府町下水道事業会計予算 | 58 |

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。
このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和4年3月利府町議会定例会会議録（第2号）

出席議員（18名）

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 今野隆之君 | 2番 | 渡邊博恵君 |
| 3番 | 鈴木晴子君 | 4番 | 西澤文久君 |
| 5番 | 伊藤司君 | 6番 | 坂本義也君 |
| 7番 | 羽川喜富君 | 8番 | 伊勢英昭君 |
| 9番 | 安田知己君 | 10番 | 木村範雄君 |
| 11番 | 土村秀俊君 | 12番 | 高久時男君 |
| 13番 | 及川智善君 | 14番 | 永野涉君 |
| 15番 | 遠藤紀子君 | 16番 | 渡辺幹雄君 |
| 17番 | 鈴木忠美君 | 18番 | 吉岡伸二郎君 |

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

| | |
|----------------|--------|
| 町長 | 熊谷大君 |
| 副町長 | 櫻井やえ子君 |
| 総務部長 | 後藤仁君 |
| 総務部総務課長 | 嶋正美君 |
| 総務部危機対策課長 | 郷家洋悦君 |
| 総務部選挙管理委員会事務局長 | 村田晃君 |
| 企画部長 | 鎌田功紀君 |
| 企画部秘書政策課長 | 千田耕也君 |
| 企画部財務課長 | 藤岡章夫君 |
| 町民生活部長 | 名取仁志君 |
| 町民生活部町民課長 | 鈴木真由美君 |
| 町民生活部税務課長 | 堀越伸二君 |
| 町民生活部生活環境課長 | 福島俊君 |

令和4年3月定例会会議録（3月7日月曜日分）

| | |
|----------------------------|-----------|
| 保 健 福 祉 部 長 | 鈴 木 久仁子 君 |
| 保健福祉部地域福祉課長 | 佐々木 辰 己 君 |
| 保健福祉部子ども支援課長 | 谷 津 匡 昭 君 |
| 保健福祉部健康推進課長 | 小 畑 香 代 君 |
| 保 健 福 祉 部 新型コロナウイルス対策室長 | 川 口 優 君 |
| 経 済 産 業 部 長 | 佐 藤 浩 幸 君 |
| 経済産業部農林水産課長 兼農業委員会事務局長 | 上 野 昭 博 君 |
| 経済産業部商工観光課長 | 郷右近 啓 一 君 |
| 都 市 開 発 部 長 | 近 江 信 治 君 |
| 都市開発部都市整備課長 | 鈴 木 喜 宏 君 |
| 都市開発部施設管理課長 | 戸 枝 潤 也 君 |
| 上 下 水 道 部 長 | 菅 野 勇 君 |
| 上下水道部上下水道課長 | 鈴 木 義 光 君 |
| 会 計 管 理 者 | 鈴 木 則 昭 君 |
| 教 育 長 | 本 明 陽 一 君 |
| 教 育 部 長 | 菊 池 信 行 君 |
| 教育部教育総務課長 | 大 谷 浩 貴 君 |
| 教育部生涯学習課長兼郷土資料館長 | 鎌 田 輝 久 君 |
| 代 表 監 査 委 員 | 宮 城 正 義 君 |

事務局職員出席者

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 庄 司 英 夫 君 |
| 主 任 | 青 砥 裕 司 君 |
| 主 事 | 山 中 美 保 君 |

議 事 日 程 （第2日）

令和4年3月7日（月曜日） 午前10時 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 議案第 3号 利府町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

- 第 3 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 4 議案第 5号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第 6号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第 7号 利府町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 9号 利府町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第10号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第11号 利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第12号 利府町行政組織条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第13号 令和3年度利府町一般会計補正予算
- 第13 議案第14号 令和3年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
- 第14 議案第15号 令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算
- 第15 議案第16号 令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第16 議案第17号 令和3年度利府町町営墓地特別会計補正予算
- 第17 議案第18号 令和3年度利府町水道事業会計補正予算
- 第18 議案第19号 令和3年度利府町下水道事業会計補正予算
- 第19 議案第27号 指定管理者の指定について
- 第20 議案第28号 災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務の委託の廃止について
- 第21 議案第29号 町道の路線認定について
- 第22 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第23 議案第20号 令和4年度利府町一般会計予算
- 第24 議案第21号 令和4年度利府町国民健康保険特別会計予算
- 第25 議案第22号 令和4年度利府町介護保険特別会計予算
- 第26 議案第23号 令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計予算
- 第27 議案第24号 令和4年度利府町町営墓地特別会計予算

第28 議案第25号 令和4年度利府町水道事業会計予算

第29 議案第26号 令和4年度利府町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（吉岡伸二郎君） おはようございます。

ただいまから令和4年3月利府町議会定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は18名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、8番 伊勢英昭君、9番 安田知己君を指名します。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

日程第2 議案第3号 利府町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第2、議案第3号利府町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、第9条に関しましてお伺いしたいところがあります。オンライン手続利用者の格差の是正ということになっておりますが、努力義務を課すものとしております。どのような取組を検討しているものなのか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。総務課長。

○総務課長（嶋 正美君） お答えします。

ただいまの御質問、格差の是正についての質問と思います。こちら、マイナンバーカードの普及に合わせまして、通信事業者と点検したモバイル端末の操作方法に関する講習とか、あとは行政手続のオンライン申請に関する講習などを検討しております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 通信事業者との連携ということでございました。やはり一番デジタル的に弱いな、弱者だなと思われる方は高齢者が多いのではないかと考えております。そういう面では、地域包括支援センターとの連携も大事ではないのかなと考えております。その部分と先

ほどの通信事業者の部分は令和4年度について何か行うものがあるのか、お伺いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長（嶋 正美君） ただいまの質問にお答えいたします。

1件目の地域包括支援センターとの連携になりますが、こちらの講習とか研修の際には、包括センターのほうとも情報のやり取りをしまして、対象者の方々に周知できるような形を検討したいと思います。

今、令和4年度の事業につきましては、これから正式に検討するんですが、NTTさんとかソフトバンクさんなどと連携しながら、そういった操作研修等も考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほか、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第3号利府町情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例を採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第3、議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第4号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第4、議案第5号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第5号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第5、議案第6号利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第6号利府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第7号 利府町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第6、議案第7号利府町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。8番 伊勢英昭君。

○8番（伊勢英昭君） 文化芸術に関してこういう基金を設けることは大変よろしいかと思うんですけども、スポーツと比べてはっきりと県とか全国とかという感じが、スポーツに対して芸術文化のほうはちょっとはっきりしない面があるんじゃないかと思うんです。

それで、この想定対象、文化芸術ですけども、どういう方を対象にしているのか。例えば、一般の方なのか、これ生涯学習ですので学生ではないと思うんですけども、その点お聞きいたします。

それから、もう既に40万円という予算を計上されておりますけれども、この金額で果たしてよろしいのかということも加えてお聞きいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） 伊勢議員の御質問にお答えいたします。

まず、芸術文化関係で想定している大会でございますけれども、文化系のインターハイに当たるような全国高等学校総合文化祭とか、そのほかのところでも書道、絵画、踊りなどでも全国的な大会が多くあるようでございます。それらの出場者にこの基金を原資として補助できればと考えております。

また、予算関係のところ、当初のほうで40万円と出ているということでございますけれども、議員御指摘のとおり、スポーツほどそれほど対象になる人が多くないのではないかとということで、スタートの段階では40万円を計上させていただいたものでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第7号利府町スポーツ振興基金条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第7、議案第8号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） じゃあ、1点だけお尋ねします。

非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件の緩和ということで、今までは引き続き在職した期間1年以上という規定があったということですよね。それが今回撤廃されるということなんですけれども、この運用に関してなんですけれども、引き続き在職した期間が1年以上という規定がなくなることによって、例えば、採用した非常勤職員に1歳の子供がいて、1か月

後、育児休業を申請したというようなことも仮定として想定はあり得ると思うんですけども、その場合の運用の仕方とかどういうふうな、なかなか難しいだろうけれども、その辺の考え方というのをちょっと当局に伺いたいなと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。総務課長。

○総務課長（嶋 正美君） ただいまの質問にお答えいたします。

今の質問の内容についてなんですが、雇用して間もなくという対象者の方がいらっしゃったとして、申請があった際にも取れるような形で運用のほうを進めるようになります。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） なかなか答弁難しいと思うんだけど、基本的にはそういうケースもあり得るということです。例えばだけれども、そういうケースがあり得る場合に、じゃあ採用する側の気持ちとして、例えば、1歳の子供が今いる人の採用に関してちょっと控えるというようなことが心理的に働くんじゃないかなという危惧が私はあるんです。

その場合、例えば、今まで1年の在職期間がなければ育児休業は取れないという規定があったとしたら、それはそれで、今までのそういった部分を排除して1歳の子供がいても採用するというケースもあるかもしれないけれども、例えば、子供がいて、今の緩和で1年以上というものがなくなった場合に、採用する側の心理としてやっぱりちょっと危ないかなという、ある意味それで採用側が阻害されるんじゃないかという危惧があるんだけど、その辺はどういうふうに調整していくのかということをお尋ねしたい。

○議長（吉岡伸二郎君） 総務課長。

○総務課長（嶋 正美君） ただいまの質問にお答えいたします。

今、御質問の内容についてなんですが、採用の際にその辺の状況等の確認は実際には面接その他の際にするにはなると思いますが、実際にその部分を採用の可否の判定に使うことというのは適正ではないのかなと考えておりますので、先ほど申し上げましたように、採用時にもしそういうのがあったにしても、差別なくしていくような内容になります。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） まあ難しいね。基本的には、臨時職員を採用するというのは、要するにその人が欲しいから、仕事をしてほしいから採用するんでしょう、臨時職員が必要になるという話は。なのに、例えば、今、子供がいて1か月後に取得される可能性がある人を、要するに排除できないという話ですよ、それは。当然そうだよ。

だから、国からのお達しでこういうことになるんだけど、実際の運用ということを考えてみると非常に難しいデリケートな問題だと思うんですけども、その辺はうまくやってくださいとしか言いようがないんですけども、その辺ちょっとやっぱりそういう含みもあるということ、しっかり考えてやってもらいたいなと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁いいですか。（「いいです」の声あり）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第8号職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 利府町個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第8、議案第9号利府町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第9号利府町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第9、議案第10号利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第10号利府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第10、議案第11号利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第11号利府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 利府町行政組織条例の一部を改正する条例

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第11、議案第12号利府町行政組織条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第12号利府町行政組織条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 令和3年度利府町一般会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第12、議案第13号令和3年度利府町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

なお、質疑は歳入歳出一括で行いますが、分かりやすく簡潔に行ってください。なお、質疑は1人2問から3問程度とし、それ以上の質疑がある場合には一巡した後にお願いをいたします。また、質疑は重複しないよう関連質疑で対応するようお願いをいたします。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。3番 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） それでは、40ページです。

4款1項11目の新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策費の委託料のほうのコロナワクチン接種に関してでございますけれども、町のほうで令和4年3月からの3回目のワクチン接種に関しまして、65歳以下の方の接種の方針を7か月としているところであります。この考え方を伺います。

それから、同じくコロナの中で、5歳から11歳の接種は3月28日から始まります。それに向けて、国から2月21日に業務連絡が入っております。この件に関しまして一番大事な部分だと思っているんですが、学校のほうでやはり受ける、受けないという部分で差別やいじめが起きてしまうのではないかという懸念の文書が届いておりますので、それにしっかりと対応していくようにという通知が来ております。それに向けて、教育委員会のほうでどのように対応するのか、伺います。

それから、同じくコロナの中でもう一点なんですけれども、優先接種の対象について伺います。優先接種のほうなんです、これも国からの通知なんですけれども、保育所であったりだとか子供さんたちを面倒見るという方たちの優先接種を国のほうで通知しているところで、自治体の判断で社会機能を維持するために必要な事業の従事者を優先的に接種できる、検討できるとなっております。町のほうでどのように検討しているのか、伺います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子議員、3つ目の質問ですけれども、これは予算ではなくて事業のほうになります。あくまでも事業ということで予算が絡んでいないということでございます、3つ目は。よろしいですか。

じゃあ、1つ目、答弁願います。新型コロナウイルス対策室長。

○新型コロナウイルス対策室長（川口 優君） 鈴木議員にお答えいたします。

1点目の接種対象だったんですけれども、まず国の指針に基づきまして、3月から、65歳以上の方につきましては6か月、それ以下の方につきましては7か月となっております。ただ、

医療従事者等の先行接種者の方の進み具合、その枠を見ながら6か月ということになっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） 鈴木議員の御質問にお答えします。

5歳から11歳までということで国・県からの指針を学校のほうに周知をして、またあと校長会とかでもお話をさせていただいて推奨をしていくという形になるかと思うんですけれども、ただ、あくまでも任意の接種になりますので、その辺のところは周知という形だけで済ませたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木晴子君。

○3番（鈴木晴子君） 6か月の部分は医療従事者とお答えいただいたと思うんですけれども、国からの3月1日の通知には、前倒しで来るので自治体のほうで検討できるようになっているのではないかと思います。その見解、もう一回伺いたします。

それから、今の教育総務課長の答弁でございますけれども、いじめのほうの対応をしっかりと先生方を通じてしていただきたい。そのような接種をしていない、しているということを皆さんで、子供たちで話し、いじめの対象にならないような形の体制を取っていただきたいという思いですので、もう一度伺いたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 1点目、新型コロナウイルス対策室長。

○新型コロナウイルス対策室長（川口 優君） 再質問にお答えいたします。

今の御質問でございますけれども、基本的に、3月につきましては64歳以下の方につきましては7か月、ただ、先ほど答弁申し上げましたとおり、医療従事者とか先行接種者の進み具合を見ながら6か月となっているところございます。

今、県の大規模接種につきましては6か月を対象としておりまして、町につきましても、今、2回目の接種完了具合とか接種券の送付とかいろいろなスケジュールを見ながら、7か月经過後としているんですけれども、今後の状況を見ながら、前倒しで接種ということも検討してまいりたいと考えています。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） 2点目についてお答え申し上げます。

感染関係のところ、当初から学校だより等で、先ほど申し上げましたけれども、校長会等でも言っておりますので、いじめ、そういった差別等をなくすために、学校だよりといった形

で周知をしております。同じくワクチンについても同じような形で、学校だより、校長会等で周知をしていくというのが基本的な考えでございますので、それによって、学校からの要請があれば教育委員会のほうでサポートしていくというような形を取っていきたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。ほかに。15番 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） それでは、3点お願いいたします。

初めに、34ページです。3款の民生費の中の2目高齢者福祉の中の19節敬老祝金が今回減額になっております。この減額の理由をお願いいたします。

2点目ですが、2点目は41ページの農業振興費の中の報酬、地域おこし協力隊が減額になっております。これがお辞めになったということで減額だと思いますけれども、辞めた理由と、たしか3年の契約だと思いますけれども、その辺の違約金みたいなものは発生しなかったのか、お願いいたします。

3点目ですが、3点目は52ページの10款教育費の中の14節、トイレの手すり工事が入っております。西中学校に入りますけれども、手すりを設置する理由、ちょっと私も学校のトイレにどのような手すりがついたところがあるのかどうかよく存じ上げないんですけれども、手すり工事をする理由をお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。1点目、健康推進課長。

○健康推進課長（小畑香代君） それでは、1点目の敬老祝金のことについて答えいたします。

減額させていただいたんですが、23名分減額となっております。これにつきましては、高齢者の方の死亡と転出等で減額させていただいております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、答弁。農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（上野昭博君） 2点目についてお答えいたします。

地域協力隊が12月10日のほうに自主退職ということになりました。それなんですけれども、一応、本人は違う場所で梨の畑を見つけまして、将来、そちらのほうで梨を栽培、作りたいということでの退職理由になっております。

また、違約金に関しては、特段、退職に当たっての3年間の契約、会計年度任用職員になっておりますので、途中でお辞めになっても違約金とかは生じることはありませんので、そのまま、今後、ほかの地域で活躍してくれるのを期待しているところです。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 3点目、教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） お答えをいたします。

利府西中学校なんですけれども、令和4年度4月から車椅子の生徒さんが1名入学するということで、それに伴ってトイレの手すりが必要になってくるということで補正予算を計上させていただきました。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） それでは、1点目の敬老祝金ですけれども、23名分という非常に大きな人数で、亡くなられたり、あるいは転出ということでした。金額も結構大きな金額でしたので、もしかしたら100歳関係の方が何人かいらしたのかと思いますけれども、その辺の年齢的なものを教えてください。亡くなられた方のです。

それと、2点目の地域おこし協力隊です。非常に鳴り物入りで地域おこし協力隊が入りました。町の広報紙にも盛んにページを持っていらっしやいましたし、親しまれてきて活躍もなさった方ですので、町民はこのことを知らないと思うんです。ですから、何らかの形で町民にも知らせる必要があるのかな、ほかの地域に行きましたというのも知らせづらいでしょうけれども、この辺の広報というのは町民には必要ないのかどうか、お願いいたします。

3点目の手すりですけれども、もちろんこういった生徒さんが入られる、あるいは職員でもこれから障害を持った方も職員で入られる必要もありますし、改めて手すりとか、あるいは多目的のトイレというのも今はどこの学校にもついていないのかなと思うんですけれども、LGBTQの問題もありますし、車椅子あるいは途中でけがをなさって松葉杖ですとかそういったものが必要になる方がいらっしやるんだと、この補正予算を見て改めて考えたんですけれども、教育委員会としてはこの辺どうお考えになるのか、これからそういったものが必要ではないかと思っておりますけれども、御意見お願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 健康推進課長。

○健康推進課長（小畑香代君） 1点目の再質問にお答えいたします。

減額になった年齢構成でございますが、77歳が8人、88歳が10人、95歳が3人、100歳の方が2人で、100歳の方は大変残念ながらお亡くなりになった方お二人でした。以上になります。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、農林水産課長。

○農林水産課長兼農業委員会事務局長（上野昭博君） お答えいたします。

退職の理由を皆さんにお知らせということなんですけれども、梨振興会、あと梨部会の方々にはこの話をさせていただいて、やむを得ないなという話を受けています。

ただ、今、議員さんおっしゃっているとおり、他の皆さんに大々的にお辞めになったことをちょっと言うと、今新しくやっているところでのいろいろ支障が出てくる可能性もありますので、できればどうしたらいいのか検討して、広報紙なり載せるか載せないかという話になってくると思うんですけれども、その辺はちょっと検討させてもらいたいと思います。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） お答えを申し上げます。

当然、議員おっしゃるとおり準備をしておかなくちゃいけないかなとは思っております。ただ、状況を踏まえて、当然、入学する途中でけがをしてそういった形になってしまったところも確かに想定されると思いますので、その辺については、急遽の場合については財政と協議しながら補正を取っていきたいと考えておりますし、はたまた4月の当初に間に合うように予算獲得を検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 遠藤紀子君。

○15番（遠藤紀子君） 敬老祝金は分かりました。御高齢の方ですから、その年々で違うと思います。

地域おこし協力隊の件ですけれども、やはり広報紙で毎回コーナーを持っていらした方ですし、いつの間にか消えたというのはあまりよろしくないの、一文だけでも広報紙に載せるべきではないかと思いますが、もう一度お願いいたします。

それから、トイレの問題ですけれども、非常にこれは大きな問題だと思います。せめて職員用のトイレだけでもそういったものに対応できるようなバリアフリー化とか、あるいは手すりとか、まずはできるものから直していただきたいと思っておりますし、今、多目的トイレはもう当たり前の時代になってきましたので、ぜひそこは強く検討していただきたいと思っておりますが、最後にもう一つお願いいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 経済産業部長。

○経済産業部長（佐藤浩幸君） お答えいたします。

地域おこし協力隊の件ですけれども、議員おっしゃるとおり、これまでいろいろ利府町の梨のPR等を非常に多くやってきていただいていた方ですので、当然、広報紙等でも広く周知してきております。ただ、一職員が辞めたからといって、それをいちいち広報紙等でお知らせするというのは、今のところは考えていないというのが現状でございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 教育総務課長。

○教育総務課長（大谷浩貴君） お答えを申し上げます。

当然、これからの時代はやっぱり多目的トイレ等を設置していかなくちゃならないと考えておりますので、今後、当初の予算を計上する際に、実施計画等に上げてきて検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） それでは、2点お尋ねします。

6ページの2の総務費、戸籍住民基本台帳の住民台帳システムの改修業務事業なんですが、これは企画部長の説明あったときに年度内を見込めないということで概要しかお聞きしていないんですけれども、阻害要因になっているのは何なのかということと、改修はいつ頃の見込みでできるのかということ2点。

それから、あと大きな2点目は、土木費の道路橋梁費の中の館太子堂線の道路整備事業なんですけれども、これも企画部長の説明によりますと土地整理組合との時間を要しているということなんです、この協議の時間を要している理由。それから、多分、土地の購入に関してなのかなと思うんですが、その内容が分かったら、あとそれからその見通しです。

それから、太子堂の道路整備事業に関して、45ページの工事請負費の中に太子堂の道路整備工事という事業ございますけれども、これとの関連、説明によりますと前倒しできているということで予算がついているということなんです、これとの関連は繰越明許費との折衝というか、どうなっているのか、その内容についても尋ねいたします。

○議長（吉岡伸二郎君） 答弁願います。1点目、町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） 御質問にお答えいたします。

繰越明許費に関してでございますが、繰越しの最大の理由といたしましては、事業の実施に向けた協議を行ってきたんですけれども、転入転出手続のワンストップ化の実現の範囲、あとは運用の方法、あとはシステム構築の有無など、こちらの協議に不測の日数を要したために今回繰越しするものでございます。

あとはいつ頃こちらのシステムのほうが構築されるのかということだったんですけれども、できるだけ早い時期にこちらの構築を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木喜宏君） 及川議員の2点目の御質問にお答え申し上げます。

館太子堂線の繰越しということになりますけれども、こちらは隣接する区画整理事業との調

整という内容で、設計業務がまだ固まらないという状況で土地の購入まで至っていないという状況なんです、具体的には、区画整理事業で整備してくる区画整理地区内の道路と町道館太子堂線がつながるわけですけれども、その調整がございまして時間を要したという内容でございます。

それから、45ページとの関連、歳出のほうですけれども、こちら委託料、それから工事請負費、それから公有財産購入費、こちらで今回、館太子堂線の事業について補正をさせていただいておりますけれども、実際にこちらの内容としましては、設計業務については契約額でございますので、そちらのほうの請負差額ということで調整させていただいておりますし、それから工事請負費、こちらは当初に計上されておられません。ただし、今回、防火水槽でございますが、その防火水槽を先行して施工する必要があるということで工事費を新たに計上させていただいております。

それから、土地の購入費ですけれども、こちらは面積の調整もございしますが、不動産鑑定をかけておまして、そちらと精査した内容で今回減額ということでございます。実際には、当初、社会資本整備総合交付金のほうで調整させていただいております。交付金の内示を今年度受けておまして、そちらの額を変更しないでということで宮城県のほうから指導がございまして、今回の補正で繰越しをしないで減額ということも検討しましたけれども、県からの指導もございまして、交付金を最大限活用していくという考え方で今回繰越しをさせていただいているという内容でございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 1点目の住民基本台帳のシステム改修事業についてですけれども、最初の契約のときに当然ながら原契約があつてそれで繰越しということなんですけれども、今、お話を聞くとワークシステム、仕事の内容のシステムの更新がまだなっていないとかなんとかという話が理由の1つに挙げられていましたけれども、そういうことも含めて、原契約の中できちっとその辺は精査すべきであったと思うんですけれども、後から生じたそういうところを詰めていなかったということで理解していいのかどうか。向こうの業者のほうから何か内容についてこれこれ後から後づけみたいな話で出てきたのかどうか、その辺についてもっと確認したいと思います。

それから、館太子堂の整備事業なんですけれども、区画整理もこれもまた設計業務がなかったということがあるんですけれども、設計業務が一番大事なところで、そこがちよっ

と精査が足りなかったのかなというところがありますけれども、やってみたら道路のつながり云々という話があったので、いろいろ難しいところもあったんでしょうけれども、設計業務の段階でもう少し精査すべきであったと思うんですが、その辺についてももう一度お聞かせいただきます。

それから、45ページについては、新年度の予算の分ということで理解しました。新年度の分を前倒しでやるということで理解しましたので、承知いたしました。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） 再質問にお答えいたします。

こちらの住民基本台帳システム改修業務事業につきましては、今年の1月の臨時議会の際に計上させていただいておりました。こちらは国の事業でございまして、マイナンバーカードを所有している方の転入転出のワンストップ化というものでございます。そのために、まだ契約のほうは行われておりません。事前協議という形でどこまで進めていくかということを協議した中で、どうしても3月31日までに事業のほうが終わらないという結論が出ましたので、今回繰越しをさせていただきまして期間のほうを延ばしたいということでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、都市整備課長。

○都市整備課長（鈴木喜宏君） 及川議員の御質問にお答えいたします。

もう少し設計段階の精査が必要だったのではないかというお話です。当然、そういったことも私たちも考えております。ただし、どうしても区画整理事業のほうの設計がまだ固まらなかったというのもございまして、なかなかその調整にはやっぱり時間を要したというところがございますので、今後、改善はさせていただくものの、今回の部分については御理解いただきたいなと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） よろしいですか。ほかに。17番 鈴木忠美君。

○17番（鈴木忠美君） それでは、3点ほどお聞きます。

1つ目は32ページ、18節の負担金の中で利府町の国際交流協会27万円ということが三角になっているんですけれども、予算的に27万円だけれども、どういう状況でこれがそのまま三角になったのか、1つお聞きします。

それから、25ページの中で、これは14節の工事請負の中で庁舎維持修繕工事の中で生涯学習センターの解体工事と赤沼分校跡地石像撤去ですか、工事となりますけれども、赤沼のほうの石像撤去工事というのはどういうものなのか、そしてまた、これはマイナス5,900万円というこ

とは内容的にはどういう予算で5,900万円になったのか、お聞きします。

最後に、これは3つ目、47ページのこれは土木費の中の5番北公園の管理費、委託費の三角24万3,000円、十符の里パーク管理業務委託となっていますけれども、この中身ちょっとお聞きします。この3点をお聞きします。

○議長（吉岡伸二郎君） 当局、答弁願います。1点目、秘書政策課長。

○秘書政策課長（千田耕也君） 17番 鈴木忠美議員の御質問にお答えいたします。

国際交流協会への補助金関係でございます。令和3年度は、コロナもありまして国際交流協会の活動自体が休止となりました。そのようなことから、今回、補助金27万円、予算をそのまま使っていないということで減額という形になります。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） 2点目の御質問にお答えいたします。

25ページの工事請負費の5,930万4,000円の減額の内容でございますが、まず生涯学習センターの解体工事につきまして請負差額の減額をしております。それが約5,900万円ほどになっておりまして、ほとんどを占めております。

それから、赤沼分校の跡地の石像撤去工事ということでございましたが、9月の補正予算で計上させていただきまして、二宮金次郎像がありまして、こちらちょっと首のほうを破損している状況で地域の町内会からも撤去してほしいということで、御祈禱して今回撤去しまして、その請負差額の減ということになっております。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 3点目、生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） それでは、3点目の北公園管理費の十符の里パーク管理運営業務委託の減額についてお答えいたします。

こちらにつきましては、北公園の受付業務等を委託業者のほうにお願いしている部分でございますが、まず今年度の段階なんですけれども、すみません、まず初めに例年の状況ですと12月に債務負担行為で前もって契約できるように予算を予約させていただいて、1月から2月にかけて新年度の契約額を固めると。その固めた額で最終の補正、3月の補正で契約額とイコールになるようにしていますので、例年であれば、このところに年度途中で増減額出ないんですが、3年度予算につきましては、2年の12月ぐらいに同じように作業を進めようと思ったところ、まず体育施設の指定管理者制度に入れるか、入れないかの議論もありまして、1年前の3月の最終議会までに契約額を固めて補正予算できなかつたので、結論としては請負差額とい

うこととございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○17番（鈴木忠美君） 1つ目の国際交流関係ですけれども、これはそうするとあれなんですか、別にその団体にはもう予算としても、例えば、年初に27万円やっただけじゃなく、何かあくまでも実施した段階でこれを出しているということですか。まず、その辺1つ。

次に行きます。

次の赤沼の関係というのは、これは私も危惧していたんだ、石像というのはあの石像。あれを撤去したわけですね。あそこに空き地があるわね、今度は、学校用地。その辺の今後の使用はというのも含め、検討はされているんですよね、当然。そういう取ったということは。あの学校用地というのも前から言っているはずですから。

最後、沢乙北公園の管理業務委託ということで、金の出し方について今いろいろお話ありましたけれども、私がお聞きしたのは、管理業務というのを委託しているんですけれども、この管理業務の中身なんですよ、中身。何かというと、あそこは当然管理業務のテニスコートとか沢乙北公園の野球場が全体的に見ているということなんです。そういうことですよ。その辺の中身をちょっともう一度お聞きます。

○議長（吉岡伸二郎君） 1点目、秘書政策課長。

○秘書政策課長（千田耕也君） 再質問にお答えいたします。

まず、国際交流協会、先ほどもお話ししましたが、令和3年度に事業を行っておりません。予算なんですけれども、事業に係る補助金とございまして、令和3年度当初ですから、当初から国際交流協会のほうで令和3年度事業を今年は休止をしたいというお話があって補助金を交付していない形になっておりますので、予算をそのまま減額したという形になります。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 2点目、財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） 再質問にお答えいたします。

赤沼分校の跡地でございますが、石像は全て撤去しております、毎年、定期的に草刈りをしておりますが、普通財産として財務課で管理しております。今後、売却等も含めてこれまでも検討してまいりましたが、引き続き売却も含め検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） 3点目の再質問にお答えいたします。

北公園管理の委託の内容でございますが、やはり一番大きなところは、施設の貸し借りのための受付業務のところの人件費でございます。そのほかのところにつきましては、廃棄物収集業務であったり公園内の支障木の伐採等がこの契約の中に含まれております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 鈴木忠美君。

○17番（鈴木忠美君） 交流協会については分かりました。

2番目の赤沼の学校用地ですか、跡地というのは具体的にはまだ決まっていないということになりますね。

最後、沢乙北公園なんですけれども、なぜこれを質問したかという、実はあそこを人工芝にしたわけですよね、人工芝、テニスコート。ところが、利用者からC面のコートについては水がたまってできないけれども、町で金かけてどうなっているんだという何か来たわけです。それで、Cコートだけだと思ったらBコートも水がたまると。せっかくあれだけの金で人工芝にしてもらったけれども、使えない状態。それで、私はその管理業務で何を管理しているんだということで、今、質問したところなんです。Cコートが雨降ると全く使えない、Bコートも真ん中には水が寄るということで、あそこの人工芝をやるとき、ただ上にしたものやら、その辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長兼郷土資料館長（鎌田輝久君） 再質問にお答えいたします。

北公園内のテニスコートにつきましては、3年度は委託業務の中に入っておりませんので、体育館の中の予算の中で直接対応しているところでございます。現状、私が把握しているところでは、砂を入れたりとかしないと上手に足が引っかかってしまうということがあったりすることはこれまでも対応してきたんですけれども、水がたまって不便を感じるという点、今回初めてお伺いしましたので、まず現状を確認するところから今後の対応を進めさせていただきたいと思っております。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかございませんか。12番 高久時男君。

○12番（高久時男君） それでは、1点だけお願いします。

37ページ、9目児童遊園管理費で14節、S L、E Lの解体工事の費用が大分減額になっているんですけれども、そちらの理由を御説明ください。

○議長（吉岡伸二郎君） 施設管理課長。

○施設管理課長（戸枝潤也君） 12番 高久議員の御質問にお答えいたします。

今回の減額は、議員御指摘のとおりS L、E Lの解体に要する費用の分でございます。当初、S L、E Lの解体については町が全ての費用を負担し解体するということにしておりましたが、J Rとの協議の結果、E Lの解体、P C Bの処理に係る部分についてはJ R負担となりまして、あとS Lについては入札を行った結果、請負差金が発生したということでございます。あと附帯工事として動輪の保存、モニュメント設置工事、あと看板の移設工事を行う予定でしたが、年度内完了が見込めないということで今回減額するものでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ちょっといまいち分かりづらいんだけど、今回、J Rのほうに大分解体とかやってもらうということで、たしか1月に補正でありましたよね、業者の組替えみたいなもの。それで若干経費も安くなったということは理解しているんですけども、今、今年度内にできないというような話もちらっとされたので、今年度内に処理できる範囲内の費用としてはどのくらい減額になっているんですか。その辺もう一回お願いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 施設管理課長。

○施設管理課長（戸枝潤也君） 高久議員の再質問にお答えいたします。

車両については全て解体が完了するという予定になってございます。今年度施工できないものに関しましては、動輪のモニュメントについて現在設計しておりまして、3月末までその内容が固まらないということでしたので、そちらの分について今回下ろしているというようなこととございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 高久時男君。

○12番（高久時男君） ということであれば、当初、大体この解体にはS L、E L含めて7,000万円くらい見込んでいたわけですよ。それは現在大体3,500万円くらい減額になっていますから、約半額で済んだということです。いろいろ折衝して御苦労されたと思うんですけども、今回の件に関しては大分よかったなと思っています。この調子でやってください。

○議長（吉岡伸二郎君） 回答は要らないですか。（「いいです」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第13号令和3年度利府町一般会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時15分とします。

午前11時02分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（吉岡伸二郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第13 議案第14号 令和3年度利府町国民健康保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第13、議案第14号令和3年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。1番 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 1点お伺いします。

4ページ、レセプト点検業務事業が廃止、4年度から町でやっていくとの説明でしたけれども、廃止の理由をお伺いします。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

こちらの事業に関しましては、令和4年4月1日から事業開始を目的といたしまして、12月補正予算におきまして債務負担行為を設定しております。現在、レセプト点検業務委託を実施する予定で事業者と協議を進めております。その中で、4月1日から人材確保が難しいですということの回答がございました。そのようなことから、今回、債務負担行為を廃止いたしまして、令和4年当初予算におきまして直接雇用するものでございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 直接雇用とのことですが、レセプト点検は専門的な知識が必要だ
と思うんです。それで、何名採用ということになるのか、これが公募なのかどうか、それと身
分、会計年度任用職員なのかと、そこら辺伺います。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

採用の要件といたしましては、まずパソコン操作ができる方、あとはレセプト点検ですので
レセプトの内容、詳細が分かる方、特に業務経験のある方という方を募集しております。募集
人数につきましては2名となっております。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 今野隆之君。

○1番（今野隆之君） 今現在募集しているのかどうか、何名採用なのか。それで、公募です
から募集者がいない場合も考えられますけれども、そこら辺はどのように考えていますでし
ょうか。

○議長（吉岡伸二郎君） 町民課長。

○町民課長（鈴木真由美君） お答えいたします。

現在、募集のほうを行っております、1名の応募がございました。そちらの方の面接等
を行いまして、適任かどうか、試験のほうを行いまして判定をしていく形になります。あとも
う一名に関しましては、継続的にこちらは募集をかけていく形となっていくかと思えます。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかに質疑ございませんか。13番 及川智善君。

○13番（及川智善君） 4ページの債務負担行為の話なんですけれども、債務負担行為で廃止と
いうこの書き方なんですけれども、廃止ということであれば、3年までの分がどうだった、4
年度はここが廃止になるので、2段書きでも横書きでもいいんですけれども、4年度に期間上
げていて限度額541万2,000円ありますよという書き方は、廃止という見方としてはちょっと難
しいかなと思うんです。

つまり、補正前の3年度までの部分の期間と金額を1表に変えて、次の表に期間は今度4年
度分は棒線、限度額がなしということで、これだと、例えば、追加の分と同じように取られて
しまいかねないと、541万2,000円は4年度に金額を計上しますよという話と追加の書き方と全
く一緒なんです。4年度と期間と入れていて541万2,000円の債務負担行為、補正しますよと。
債務負担行為は、御存じのように複数年度にわたって支出が確実なものとして期間とか内容と
か限度額など決めておいて将来のお金を払っていく行為だから、将来のお金がここに乗っかっ

ていると取られてもおかしくないと思います。

この辺の書き方については、今、私が提案した2つの、水道事業なんかもそうですけれども、補正前と補正後の3年度、4年度という書き方をしていますけれども、その辺についてはどうなんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） 議員の御質問にお答えいたします。

今の債務負担行為の様式でございますが、具体的に地方自治法施行規則に基づく様式となっております。予算につきましては、当該年度中であれば廃止可能と、設定した年度中であれば可能となります。過年度分につきましては、年度を超えてしまったということで廃止ができません。こちら累計とかで計上するものではなくて、先ほど町民課長答弁しましたとおり、12月補正で上げて、今年度中、3月ですので、廃止するというところでございます。以上でございます。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） 自治法というお話ありましたけれども、自治体によって書き方違いますよ、これ。統一されているんですか、本当に。いや、ちょっと待ってください。

それで、さっき私申し上げましたけれども、追加の様式と廃止の様式と全く一緒だということについての疑問はどのようにお答えするんですか。

○議長（吉岡伸二郎君） 財務課長。

○財務課長（藤岡章夫君） お答えします。

自治体によって、多少、フォントだったり形式が違うことはあるかと思えます。

国保会計さんの1ページ御覧いただきたいんですけども、初めに第2条で「廃止は」と文言で入っております。こちら追加の場合は追加となりますし、変更の場合は変更となるものでございます。よって、文言等できちんと廃止を示しております、4ページ目では左上のほうに廃止するものという表現になっております。

様式については、施行規則、それから自治体の中で運用で使っている「予算の見方・つくり方」という様式集がございまして、そちらを活用しておりますので、後で様式をお見せいただくこともできますので、大体こういった形でどこの自治体も統一してやっているというような状況でございます。以上です。

○議長（吉岡伸二郎君） 及川智善君。

○13番（及川智善君） ですから、もちろん表紙との関連性は別にして、表の書き方について御検討したらいかがですかという話で、自治法で決まって縛りがあるということは一番最初におっしゃっていたので、自治法では全部そうじゃないですよと、私もいろいろな自治体の表を見てきて、いろいろな書き方やっているんです。

この表を見て、やっぱり廃止したのがはっきり分かるように書かないと、さっき申し上げましたように限度額のここを上げているということは、4年度にあると見られてもおかしくないでしょう。1ページとの関連と見て、そういうことじゃなくて。この表をやっぱりきちっと書き方を、水道事業でもやっていますけれども、そういう書き方をさせていただきたいなと思って、御検討をお願いしたいと思っているんです。

○議長（吉岡伸二郎君） 企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） 再質問にお答えいたします。

今、議員さんから御指摘あった分についても、こちらはこちらの書き方でこれまでこういう書き方をしてきたんですけれども、ちょっとほかの自治体等々も再確認をさせていただきまして、検討させていただきたいと思います。

○議長（吉岡伸二郎君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第14号令和3年度利府町国民健康保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第15号 令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第14、議案第15号令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第15号令和3年度利府町介護保険特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第16号 令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第15、議案第16号令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第16号令和3年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第17号 令和3年度利府町町営墓地特別会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第16、議案第17号令和3年度利府町町営墓地特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第17号令和3年度利府町町営墓地特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号 令和3年度利府町水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第17、議案第18号令和3年度利府町水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第18号令和3年度利府町水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第19号 令和3年度利府町下水道事業会計補正予算

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第18、議案第19号令和3年度利府町下水道事業会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第19号令和3年度利府町下水道事業会計補正予算を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第27号 指定管理者の指定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第19、議案第27号指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第27号指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第28号 災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務の委託の廃止
について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第20、議案第28号災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務の委託の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第28号災害弔慰金等の支給に関する審査会の事務の委託の廃止についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第29号 町道の路線認定について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第21、議案第29号町道の路線認定についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより本案の討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより議案第29号町道の路線認定についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第22、議案第30号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

先例により、討論を省略します。

これより、議案第30号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。本案に対する意見は適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、本案に対する意見は適任とすることに決定いたしました。

日程第23 議案第20号から

日程第29 議案第29号まで

○議長（吉岡伸二郎君） 日程第23、議案第20号令和4年度利府町一般会計予算から日程第29、議案第26号令和4年度利府町下水道事業会計予算までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております議案第20号から議案第26号まで

の令和4年度各種会計予算について順次御説明申し上げます。

初めに、令和4年度利府町各種会計予算書の1ページをお開きください。

議案第20号令和4年度利府町一般会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を129億円と定めるものであり、前年度と比較して7億3,000万円、6.0%の増となっております。

令和4年度予算の編成におきましては、施政方針でも申し上げましたが、いまだ終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症の拡大防止とウィズコロナ、アフターコロナに向けた社会経済活動の活性化の両立を図るとともに、SDGsへの取組を推進していくこととしております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機としデジタル化の機運が高まっていることから、自治体デジタルトランスフォーメーションの実現に向けた基盤整備を進めるほか、自主財源確保策の一つであるふるさと応援寄附金の増額を図るため、全国紙の広告欄を活用し、より多くの方々に利府町の応援団になっていただけるよう、地場産品を生かした返礼品等の積極的なPR等の諸施策に予算の重点配分を行いました。

なお、自主財源である町税につきましては、前年度の実績を勘案しますと新型コロナウイルス感染症による影響は少ないものと見込まれ、ワクチン接種が進むことにより社会経済活動が回復していくものと推測されることから、前年度と比較して大幅な増収を見込んでおります。また、依存財源である地方消費税交付金などにつきましては、その原資である国税の増収により増額を見込んでおります。

一方、歳出において、引き続き社会保障関係経費の負担は大きく、また老朽化が著しい公共施設の長寿命化対策や防災・減災等に資する事業に積極的に取り組む必要があるため、財政調整基金をはじめとする各種基金からの取崩しを行っており、引き続き予断を許さない財政運営が求められております。

今後も限られた財源を効果的かつ効率的に配分し、世代間の公平な費用負担に配慮し将来世代に過度な負担を残さないよう、安定的な財政運営を行ってまいります。

次に、11ページをお開きください。

議案第21号令和4年度利府町国民健康保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を32億2,575万8,000円と定めるものであり、前年度と比較して8.8%の増となっております。増額となった主な理由といたしましては、被保険者1人当たりの医療費の増加に伴う保険給付費の増などによるものであります。

次に、15ページをお開きください。

議案第22号令和4年度利府町介護保険特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を23億3,553万4,000円と定めるものであり、前年度と比較して1.8%の増となっております。増額となった主な理由といたしましては、被保険者及び要介護認定者の増加に伴う介護給付費の増によるものであります。

次に、19ページをお開きください。

議案第23号令和4年度利府町後期高齢者医療特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を3億4,130万8,000円と定めるものであり、前年度と比較して8.1%の増となっております。増額となった主な理由といたしましては、被保険者の増加などによるものであります。

次に、23ページをお開きください。

議案第24号令和4年度利府町町営墓地特別会計予算でございますが、歳入歳出予算の総額を1,097万9,000円と定めるものであり、前年度とほぼ同額の予算編成となっております。

次に、27ページをお開きください。

議案第25号令和4年度利府町水道事業会計予算でございますが、第3条収益的収入及び支出の収入につきましては、前年度とほぼ同額の10億6,972万9,000円、支出につきましては6号井ケーシング洗浄工事をはじめとする工事費の増に伴い、前年度と比較して4.8%増の9億8,197万3,000円を計上しております。

第4条資本的収入及び支出の収入につきましては、原水調整槽整備更新工場及び配水管布設替工事に係る企業債の増により、前年度と比較して35.0%増の1億3,550万円、支出につきましては、昨年度の利府浄水施設更新工事の完了に伴い、前年度と比較して6.6%減の4億5,349万6,000円を計上しております。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額3億1,799万6,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填することにしてあります。

次に、31ページをお開きください。

議案第26号令和4年度利府町下水道事業会計予算でございますが、第3条収益的収入及び支出の収入につきましては、下水道施設ストックマネジメント基本計画及び下水道基本計画の作

成に係る国庫支出金の交付を見込み、前年度と比較して8.3%増の13億4,914万5,000円、支出につきましても同様の理由により、前年度と比較して8.3%増の13億3,177万円を計上しております。

第4条資本的収入及び支出の収入につきましては、利府1号雨水幹線及び横枕川雨水幹線整備事業の進捗による企業債等の減少により、前年度と比較して38.6%減の3億6,552万5,000円、支出につきましても同様の理由により、前年度と比較して25.8%の減の5億2,217万4,000円を計上しております。なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額1億5,664万9,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分及び当年度分の損益勘定留保資金で補填することとしております。

以上が本定例会に提案しております令和4年度各種会計予算の概要でございます。

なお、一般会計予算につきましては企画部長から補足説明させます。また、詳細につきましては、予算審査特別委員会において各担当から御説明申し上げますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

○議長（吉岡伸二郎君） 次に、議案第20号令和4年度利府町一般会計予算について補足説明を求めます。企画部長。

○企画部長（鎌田功紀君） それでは、議案第20号令和4年度利府町一般会計予算の概要について御説明申し上げます。

初めに、利府町各種会計予算書の薄いほうの冊子を御用意願います。

こちらの7ページをお開き願います。

第2表債務負担行為でございますが、8ページまで記載しております合計15件の事業につきまして、賃貸借期間の満了や複数年にまたがって契約するために設定するものでございます。

なお、個別の内容につきましては、所管する各部長から予算審査特別委員会におきまして御説明することとしております。

次に、9ページをお開き願います。

第3表地方債でございますが、記載しております7件の事業、合計で9億5,570万円の起債を予定しております。

まず、1件目の公共施設等適正管理推進事業1億2,260万円につきましては、生涯学習センターの解体工事や町道の舗装長寿命化事業、学校の長寿命化事業に充当するものでございます。

2件目の児童福祉施設整備事業2,880万円につきましては、（仮称）中央児童センター整備事

業に充当するものです。

5件目の道路整備事業3億4,220万円につきましては、（仮称）新中道線道路整備事業や館太子堂線、高嶋線や稲荷山北窪線の整備事業に充当するものでございます。

また、臨時財政対策債につきましては、発行可能額として4億5,000万円を見込んでおります。

次に、歳入歳出予算の主な概要を御説明いたします。

利府町各種会計予算説明書①（一般会計）と書いている厚いほうの冊子を御用意願います。

それでは、説明書のまず1ページをお開きください。

歳入の主な内容といたしましては、1款町税においては、大型商業施設のオープンなどによる増収により、前年度と比較しまして3億1,633万3,000円の増となっております。

次に、7款地方消費税交付金につきましては、国全体での増収見込みを受けまして、県からの通知に基づき、前年度比5,000万円の増を見込んでおります。

13款地方交付税につきましては、国の令和4年度地方財政計画などから普通交付税や特別交付税などの試算を行い、9億5,500万円、前年度比500万円の増を見込んでおります。

15款分担金及び負担金につきましては、私立保育所保育料負担金の減少等を見込み前年度比1,660万8,000円の減、また16款使用料及び手数料については、スポーツ施設の指定管理者への移行に伴いまして2,367万2,000円の減をそれぞれ見込んでおります。

17款国庫支出金につきましては、昨年度に続き、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金等を新たに計上しているほか、国の令和3年度補正予算で計上された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の計上などから、前年度比2億4,579万8,000円の増となっております。

20款寄附金でございますが、ふるさと応援寄附金につきまして、昨年は新聞広告による宣伝や返礼品目の追加などから約3億円の実績となりました。引き続き、財源確保のために広告事業や新たな商品展開を図ることとして、前年度比で1億円増の3億5,000万円を計上しております。

21款繰入金につきましては、文化交流センター事業の完了に伴い公共施設整備基金からの繰入れが減となりましたが、財源調整のため財政調整基金からの繰入れが増えたことにより、前年度比508万8,000円の増となっております。

24款町債につきましては、先ほど御説明した各種事業に充当するため、前年度比で4,530万円の減となっております。

続きまして、2ページをお開き願います。

歳出でございますが、2款総務費につきましては、旧生涯学習センター解体事業や2020東京オリンピック推進事業、さらには衆議院議員選挙など3つの選挙に係る事業費や文化交流センター事業費の減少により、前年度比3億837万4,000円の大幅な減となっております。

3款民生費につきましては、扶助費として障害者自立支援事業や障害児通所支援事業の対象者の増加に伴う増や、国の保育士・幼稚園教諭等の処遇改善事業の実施などにより、前年度比2億6,855万9,000円の増となっております。

7款商工費につきましては、ふるさと応援寄附金の増加に伴うポータルサイトへの委託料の増加から、前年度比1億2,312万7,000円の増となっております。

8款土木費につきましては、町道や公園等の維持管理費を増額するとともに、（仮称）新中道線道路整備事業や館太子堂線道路整備事業等の実施、さらには雨水処理に伴う下水道事業会計への繰出金の増加などから、前年度比4億4,444万3,000円の増となっております。

9款消防費につきましては、消防団中央分団詰所等整備事業や地域防災計画改定事業の実施などから、前年度比5,444万5,000円の増となっております。

10款教育費につきましては、小中学校の長寿命化計画に基づく改修事業の実施や新たにスポーツ施設の指定管理者制度の導入費用などから、前年比5,739万9,000円の増となっております。

12款公債費につきましては、ほぼ昨年度と同様の返済額を見込み、11億1,935万円を計上しております。

次に、飛びまして122ページから130ページまでは、現在設定しております債務負担行為の支出額及び支出予定額を記載してございます。

最終ページの131ページをお開きください。

こちら地方債の残高についてでございますが、左から3列目の欄、前年度末現在高見込額は、合計で145億3,733万8,000円となる見込みであり、これに当該年度中、いわゆる令和4年度でございます、起債見込額を加算し、当該年度中元利償還見込額を差し引いた当該年度末残高は144億3,333万7,000円となる見込みでございます。

また、一般会計予算の概要につきましては、別にお配りしている当初予算関係補足説明資料の1ページから8ページにも記載しておりますので、御確認願います。

そのほか、各予算の計上内容の詳細につきましては、予算審査特別委員会におきまして各関係部より御説明を申し上げます。

以上が令和4年度一般会計予算の概要でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉岡伸二郎君） 以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第20号から議案第26号までの令和4年度利府町各種会計予算については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号から議案第26号までの令和4年度利府町各種会計予算については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。予算審査特別委員会のため、3月8日から3月13日までの6日間を休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉岡伸二郎君） 異議なしと認めます。したがって、3月8日から3月13日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、再開は3月14日です。予算審査特別委員会終了後に会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

午前11時56分 散 会

上記会議の経過は、事務局長庄司英夫が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和4年3月7日

議 長

署名議員

署名議員